

■ 市長公室 ■

市長公室

歴 代 市 長

(令和4年7月1日現在)

代	氏 名	任 期	摘 要
初代	藤 阪 寅 次 郎	自 昭14. 8. 6 至 昭15. 12. 17	市制施行 昭14. 4. 29
2代	北 村 貞 次	自 昭16. 3. 15 至 昭21. 8. 3	
3代	井 上 道 夫	自 昭21. 10. 2 至 昭21. 11. 28	
4代	武 田 義 三	自 昭22. 4. 5 至 昭26. 4. 4	公選第1回
5代	武 田 義 三	自 昭26. 4. 23 至 昭30. 4. 30	
6代	武 田 義 三	自 昭30. 5. 1 至 昭34. 4. 30	
7代	武 田 義 三	自 昭34. 5. 1 至 昭38. 4. 30	
8代	武 田 義 三	自 昭38. 5. 1 至 昭42. 4. 30	
9代	武 田 義 三	自 昭42. 5. 1 至 昭46. 4. 30	
10代	武 田 義 三	自 昭46. 5. 1 至 昭50. 4. 30	
11代	若 生 正	自 昭50. 5. 1 至 昭54. 4. 30	
12代	若 生 正	自 昭54. 5. 1 至 昭58. 4. 30	
13代	若 生 正	自 昭58. 5. 1 至 昭62. 4. 30	
14代	若 生 正	自 昭62. 5. 1 至 平 3. 4. 30	
15代	若 生 正	自 平 3. 5. 1 至 平 7. 4. 30	
16代	倉 田 薫	自 平 7. 5. 1 至 平11. 4. 30	
17代	倉 田 薫	自 平11. 5. 1 至 平15. 4. 30	
18代	倉 田 薫	自 平15. 5. 1 至 平19. 4. 30	
19代	倉 田 薫	自 平19. 5. 1 至 平23. 4. 30	
20代	倉 田 薫	自 平23. 5. 1 至 平23. 11. 9	
21代	小 南 修 身	自 平23. 12. 25 至 平27. 12. 24	
22代	倉 田 薫	自 平27. 12. 25 至 平31. 4. 22	
23代	富 田 裕 樹	自 平31. 4. 23 至 令 3. 7. 30	
24代	瀧 澤 智 子	自 令 3. 8. 29 至 現 在	

広 報

1. 広報誌などの発行

- ・『広報いけだ』毎月1回（1日号）発行 52,350部
A4判冊子 40～48ページ、宅配による全世帯配布

2. 報道機関への広報

- ・記事および写真の提供や連絡、調整

3. 市ホームページなどからの情報発信

市ホームページやSNSの活用により、市内・市外を問わず全ての利用者に対して、池田市の情報を迅速・正確に提供している。

- ・市からのお知らせ、イベント情報や出来事などを随時更新
- ・緊急情報の発信
- ・広報誌（PDF・音声版）を毎月更新 など

4. シティプロモーション

本市の関係人口を増加させるため、あらゆる媒体を使ってPRするとともに、効率的かつ効果的なシティプロモーションを行うための方針策定を進めている。

市 政 相 談

1. 各種専門相談、市民相談の受付

- ・法律相談、司法書士相談、行政書士相談、土地家屋調査士相談、
宅地建物取引士相談、税理士相談の実施
- ・声のポスト（投書箱）、メール、来庁等による各種要望などの処理、集計、
懇談会の実施

2. 情報公開・個人情報運用状況

情報公開状況

単位：件

年 度	請 求	開 示	一部開示	不開示	不存在	存否拒否	取り下げ
平成29年度	91	33	34	3	21	0	0
平成30年度	68	29	24	2	11	0	2
令和元年度	110	41	54	3	12	0	0
令和2年度	126	46	64	0	16	0	0
令和3年度	139	53	69	0	15	2	0

個人情報開示状況

単位：件

年 度	請 求	開 示	一部開示	不開示	不存在	存否拒否	取り下げ
平成29年度	68	59	4	0	5	0	0
平成30年度	79	73	5	0	1	0	0
令和元年度	58	53	5	0	0	0	0
令和2年度	55	51	4	0	0	0	0
令和3年度	65	60	5	0	0	0	0

防 災 ・ 安 全

1. 防災

(1) 防災啓発

① 自主防災組織防災訓練

実施日	場 所	参加人数	自主防災組織名
令和3年 10月24日	呉服会館広場	30人	呉服南防災会
10月31日	旧伏尾台小学校	50人	伏尾台防災・防犯委員会
11月30日	石橋中学校・石橋小学校	250人	石橋自主防災会等
令和4年 1月16日	ザ・ライオンズ池田	50人	ザ・ライオンズ池田防災会

※訓練内容 「防災資機材取り扱い訓練」「コロナ禍の避難所設営訓練」「初期消火訓練」

② 防災訓練

豊能地区3市2町が締結した「災害時相互応援協定」に基づき、令和4年2月14日に豊能地区3市2町合同防災訓練を箕面市立中央生涯学習センター（メイプルホール）で実施した。（参加者約20名うち池田市3名）

また、令和4年3月11日に池田市防災訓練（コロナ禍における避難所開設訓練）を旧細河小学校屋内運動場で実施した。（参加者29名）

③ 出前防災講座

自主防災組織の設立や市の防災・防犯について周知するため、市の担当者が地域に出向き、出前防災講座をバードヒルズ1号館、保健福祉総合センター及び大阪教育大学附属池田小学校で計3回実施した。受講者は合計91名であった。

(2) 安全・平和施策の推進について

「安全パトロール隊」による、学校園・保育所等54施設と主な公園26カ所のパトロールを実施した。

また、市民安全実行委員会を中心に、安全・安心・防犯・青少年非行防止などの施策を実施した。

○平和大行進（平和団体）への支援・激励（メッセージ）を行った。

（7月7日実施の1団体）

地域分権制度

1. 制度導入の経緯

池田市では、平成18年4月に「池田市みんなでつくるまちの基本条例」を制定し、市民、市議会及び市の協働によるまちづくりを進めている。

そのような中で、平成19年6月に「自分たちのまちは自分たちでつくる」を合言葉に「池田市地域分権の推進に関する条例」を制定し、市民が自主的・自立的にまちづくりを行うことで、地域内の共通課題の解決を図り、市との協働でまちづくりを進めていこうとする「地域分権制度」を全国に先駆けて導入した。

2. 制度の概要

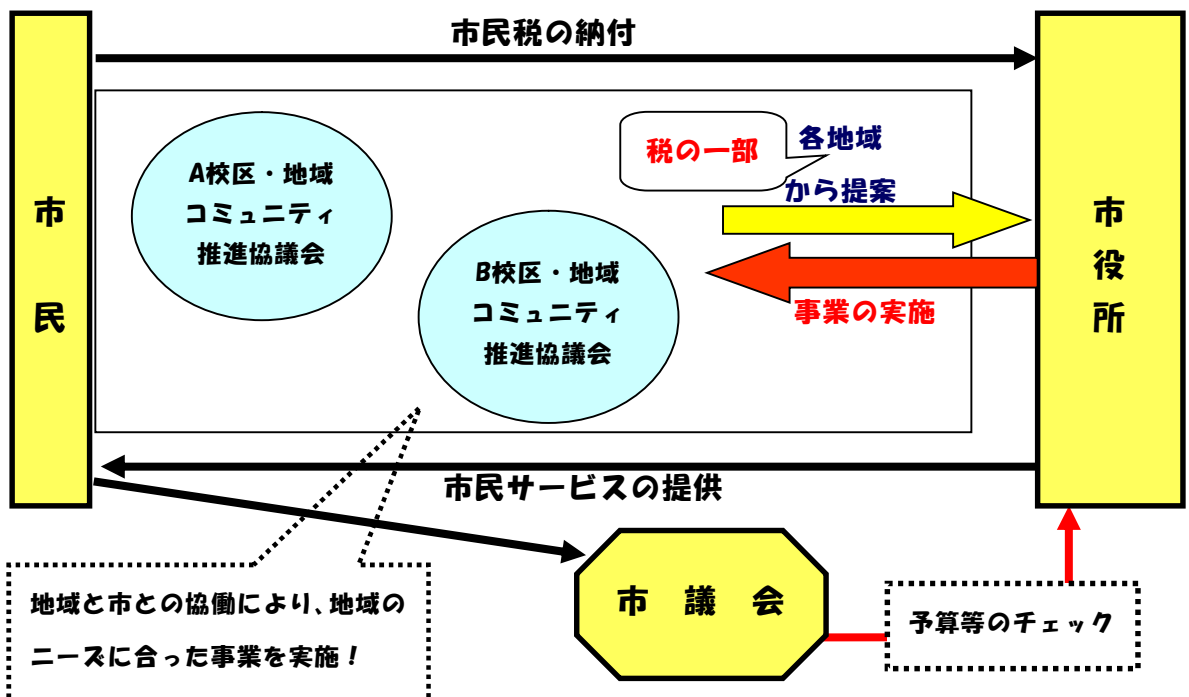
地域の共通課題を解決するため、小学校及び義務教育学校の通学区に設置された地域コミュニティ推進協議会に予算提案権を付与し、暮らしやすいまちづくりを実現する。

【協議会の権限】

- ・地域の課題やニーズに合った事業を市に（予算）提案
- ・市が現在行っている事業を市との協働により実施
- ・自主活動の実施

【予算提案額】

- ・予算提案権の限度額は、各地域ごとに人口・面積を考慮して上限（概ね650万円）を設定し、単年度ではなく中・長期的な事業実施もできるように、提案されなかった額を基金として積立てられるようにしている。



3. 協議会別提案額等（令和4年度提案額）

（千円）

協 議 会	人口(人)	提案枠	予算額	繰越額
池田地域コミュニティ推進協議会	14,590	10,239	5,450	4,789
秦野地域コミュニティ推進協議会	10,800	8,760	4,893	3,867
北豊島地域コミュニティ推進協議会	12,509	7,126	5,760	1,366
くれは地域コミュニティ推進協議会	11,913	10,299	9,479	820
石橋地域コミュニティ推進協議会	11,613	12,427	9,637	2,790
五月丘地域コミュニティ推進協議会	6,892	7,738	5,279	2,459
石橋南地域コミュニティ推進協議会	7,085	13,311	3,300	10,011
鉢塚・緑丘地区コミュニティ推進協議会	9,044	10,520	5,341	5,179
神田地域コミュニティ推進協議会	9,850	11,254	5,068	6,186
ほそごう地域コミュニティ推進協議会(細河地区)	4,288	6,866	6,866	0
ほそごう地域コミュニティ推進協議会(伏尾台地区)	5,037	9,657	6,481	3,176
合 計	103,621	108,197	67,554	40,643

※人口は令和3年4月1日現在。

※提案枠には、地域分権推進基金の25,358,000円を含む。

4. 主な提案事業（令和4年度）

事業種別	事業名	予算額(千円)	提案件数
安 全 ・ 安 心	道路安全対策事業	1,797	3
	地域自主防災体制強化事業	3,159	11
	防犯カメラ設置・運営事業	6,038	8
	小 計	14,951 (22.1%)	38
福 祉	高齢者等配食サービス補助事業	2,800	1
	子育て支援関連事業	2,015	8
	小 計	5,255 (7.8%)	14
環 境	花いっぱい整備事業	715	8
	地域美化事業	264	3
	小 計	2,616 (3.9%)	18
広 報	地域掲示板設置事業	2,121	5
	コミュニティ紙等発行事業	3,143	10
	小 計	6,331 (9.4%)	19
コミュニティ振興	協議会事務所設置事業	11,975	7
	地域行事・イベント事業	8,904	31
	小 計	26,915 (39.8%)	60
そ の 他	公園整備事業	5,293	2
	地域内会館改修事業	1,596	5
	小 計	11,486 (17.0%)	21
合 計		67,554 (100.0%)	170

コミュニティ活動

市民の連帯意識の高揚と良好な地域社会の形成をはかるため、コミュニティ活動施設の運営や自治会、町内会をはじめとする地域組織との連絡調整などを通して、市民の自発的なコミュニティづくりに対する条件整備に努めている。

1. コミュニティセンター

市民や各種団体の交流並びに教養の向上、福祉の増進に役立てることを目的とする複合的な施設であるコミュニティセンター4館を設置し（令和4年度中に1施設閉館）、地域の実情に即した運営に努めている。

施設の管理運営は、平成16年度から「指定管理者制度」を導入し、地域団体などで構成するコミュニティセンター管理運営委員会を指定管理者に指定して、より効果的、効率的な施設の管理運営に努めている。

名 称		所 在 地	開 設 年 月
コミュニティセンター		栄本町9番1号	昭和52年 4月
伏尾台	伏尾台第1会館	伏尾台3丁目4番地の3	昭和56年12月
コミュニティセンター	伏尾台第2会館	伏尾台1丁目188番地	平成 3年 4月
細河コミュニティセンター		東山町617番地の1	平成11年 4月

※コミュニティセンターについては、令和4年5月末に閉館

2. 共同利用施設

航空機騒音対策のための用途に加えて、地域のコミュニティ活動の拠点として、共同利用施設30館を設置している。

施設の管理運営は、平成16年度から「指定管理者制度」を導入し、地域団体などで構成する各会館運営委員会を指定管理者に指定して、地域の特色を生かしたより効果的、効率的な施設の管理運営に努めている。

名 称	所 在 地	開 設 年 月
神 田 会 館	神田3丁目5番16号	昭和44年4月
豊 島 南 会 館	豊島南1丁目8番5号	昭和46年4月
住 吉 会 館	住吉2丁目3番24号	昭和46年4月
秦 野 会 館	旭丘1丁目9番G-101号	昭和48年5月
呉 服 会 館	呉服町11番1号	昭和48年4月
豊 島 北 会 館	豊島北1丁目7番17号	昭和49年7月

早苗の森会館	神田4丁目7番2号	昭和50年4月
井口堂北会館	井口堂1丁目6番4号	昭和51年6月
神田北会館	神田1丁目28番27号	昭和52年4月
宇保会館	宇保町5番17号	昭和53年4月
城南会館	城南1丁目8番22号	昭和53年4月
空港会館	空港1丁目11番4号	昭和54年3月
鉢塚会館	鉢塚2丁目8番5号	昭和54年4月
五月丘会館	五月丘2丁目4番1号	昭和54年4月
脇塚会館	神田2丁目18番32号	昭和55年5月
桃園会館	桃園1丁目9番12号	昭和55年6月
上池田会館	上池田1丁目9番19号	昭和55年8月
旭丘会館	旭丘3丁目7番13号	昭和56年4月
渋谷会館	渋谷3丁目3番18号	昭和56年4月
南畑会館	畑1丁目7番4号	昭和57年3月
荘園会館	荘園1丁目7番13号	昭和57年3月
花園会館	旭丘1丁目1番10号	昭和57年5月
石橋北会館	石橋2丁目4番16号	昭和58年4月
宮之原会館	神田4丁目10番10号	昭和58年4月
中之嶋会館	神田3丁目8番12号	昭和59年4月
河原島会館	神田3丁目5番21号	昭和59年4月
姫室・室町会館	姫室町3番1号	昭和60年4月
北神田会館	神田2丁目21番28号	昭和60年4月
池田駅前北会館	菅原町3番1号 ステーションN内	昭和60年5月
池田駅前南会館	呉服町1番1号 サンシティ池田内	昭和62年4月

3. 石橋会館

平成31年4月1日より市民の文化活動の場の提供による市民の知識及び教養の向上や市民活動及び市民相互の交流促進を目的に石橋会館が設置され、まちづくりのにぎわいの創出や、個性豊かで活力ある地域社会の実現に努めている。

施設の管理運営は、「指定管理者制度」を導入し、石橋南地域コミュニティ推進協議会を指定管理者に指定して、地域の特色を生かしたより効果的、効率的な施設の管理運営に努めている。

名 称	所 在 地	開 設 年 月
石 橋 会 館	石橋4丁目6番2号	平成31年4月

4. 市民活動交流センター

令和4年6月1日より公益活動その他市民の多様な活動を促進し、並びに幅広い世代の市民が集い、及び交流するための施設として、共同利用施設池田会館、コミュニティセンター及び公益活動促進センターを統廃合し、設置している。

施設の管理運営は、「指定管理者制度」を導入し、特定非営利活動法人池田市公益活動促進協議会を指定管理者に指定して、より効果的、効率的な施設の管理運営に努めている。

名 称	所 在 地	開 設 年 月
市民活動交流センター	新町1番8号	令和4年6月

公益活動の促進

1. 公益活動促進

公益活動に係る情報の収集及び提供や助言及び応談などを市民活動交流センターの指定管理者である特定非営利活動法人池田市公益活動促進協議会を中心に実施している。

2. 公益活動促進センター管理事業

公益活動団体が活動しやすい環境を整えるため、活動の拠点となる公益活動促進センターは池田市公益活動促進協議会を指定管理者に指定し、公益活動を行う個人や団体間の情報交換・情報収集等が可能となるよう効果的な運営を実施している。

令和4年5月末をもって閉館し、公益活動促進機能は市民活動交流センターに統合している。

3. 公益活動促進基金事業

市民から、市及び中間支援組織（市長が指定するものに限る。現在は、社会福祉法人池田市社会福祉協議会及び特定非営利活動法人池田市公益活動促進協議会の2団体）に贈られた公益活動の促進のための寄附金と同額を、市が一般財源から拠出し積み上げるマッチングギフト方式の基金を運用している。

公益活動促進基金は、公益活動を行うものへの事業助成の原資となっている。

【令和3年度末基金残額 7,421,599 円】

4. 公益活動助成事業

公益活動の更なる活性化及び公益活動を行うものの自立を図るため、公益活動に対して助成金の交付を行っている。

【令和3年度 21 団体 1,312,000 円交付】

5. 市民協働事業提案制度

市民は、市が現に実施している（今後実施し得る）事業の中で、市民協働可能なものについて、提案することができる。

【令和3年度 協働事業提案数 1 件】